

次期京都市自転車総合計画（仮称）策定支援業務等に関する業務委託

受託候補者選定に係る募集要項

- 申込書の提出期限

令和7年5月20（火）午後5時まで

※ 応募書類は持参又は電話連絡の上、郵送すること。

- 提案書類の提出期限

令和7年5月27日（火）午後5時まで

※ 応募書類は持参又は電話連絡の上、郵送すること。

- 問合せ先及び応募書類提出先

京都市 建設局 自転車政策推進室（簀内、中川、國近、三浦）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電 話： 075-222-3565

E-mail： jitenshaseisaku@city.kyoto.lg.jp

**次期京都市自転車総合計画（仮称）策定支援業務等に関する業務委託
受託候補者選定に係る募集要項**

次期京都市自転車総合計画（仮称）策定支援業務等に関する業務委託の受託候補者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行い、以下のとおり提案を募集します。

1 業務の概要

(1) 業務名称

次期京都市自転車総合計画（仮称）策定支援業務等に関する業務委託

(2) 業務内容

別紙「業務委託仕様書」による。

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和8年3月31日まで

(4) 参加資格

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、本業務の受託を希望し、提案書を提出する事業者（以下「受託希望者」という。）は、次の要件を全て満たさなければなりません。

また、複数の法人等が構成する共同事業体で応募する際には、共同事業体の代表となる法人等を定め、本市への質疑や書類の提出等は当該代表法人が行ってください。

なお、共同事業体で応募する際には、全ての構成員がア～カの参加資格を有するとともに、代表となる法人等においては、キに掲げる参加資格を有する必要があります。

ア 本市の競争入札参加有資格者又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者。

イ 応募者の公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。

ウ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

エ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

オ 団体又はその代表者が、事業者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

カ 団体又はその代表者が京都市暴力団排除条例第2条第3号から第5号に該当する者でないこと。

キ 管理技術者には、次に掲げるいずれかの資格を有する技術者を配置できること。

- ・技術士（建設部門—都市及び地方計画）又は（建設部門—道路）
- ・RCCM（都市及び地方計画）又は（道路）

(5) 失格事項

次の要件に該当した場合は選定審査の対象から除外します。

ア 選定審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

イ 提出書類に虚偽の記載があったと認められる場合

ウ その他不正行為があったと認められる場合

(6) 本業務の委託費用の上限額

30, 360千円（ただし、消費税及び地方消費税を含む。）

(7) 申込書の提出

ア 提出期間

令和7年5月7（水）から同年5月20日（火）午後5時まで（必着）

イ 提出書類

（様式1）申込書

ウ 提出部数

1部

エ 提出先

京都市建設局自転車政策推進室（担当：簗内、中川、國近、三浦）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL：075-222-3565

オ 提出方法

提出先に持参又は郵送により提出してください。ただし、郵送による場合は、電話による連絡を必ず行ってください。

(8) 提案書類の提出

ア 提出期間

令和7年5月7（水）から同年5月27日（火）午後5時まで（必着）

イ 提出書類

- ・（様式2）法人の概要
- ・（様式3）提案書
- ・（様式4）業務実施方針等
- ・（様式5）業務実施体制
- ・（様式6）予定技術者の経歴及び業務実績等
- ・見積書

ウ 提出部数

正本1部、コピー7部の合計8部を提出してください。

提出書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

エ 提出先

京都市建設局自転車政策推進室（担当：簗内、中川、國近、三浦）

オ 提出方法

業務委託仕様書を熟読のうえ、提出書類を提出先に持参又は郵送により、提出してください。ただし、郵送による場合は、電話による連絡を必ず行ってください。

(9) 提案を求める事項

ア 本業務に関する提案

イ 本業務の実施体制

ウ 受託希望金額

(10) 本審査に関する質問

ア 質問期間

令和7年5月7日（水）から同年5月14日（水）午後5時まで

イ 提出先

京都市建設局自転車政策推進室（担当：簗内、中川、國近、三浦）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL: 075-222-3565 FAX: 075-213-0017

電子メール: jitenshaseisaku@city.kyoto.lg.jp

ウ 提出方法

「（様式7）質問書」に質問内容を記載し提出先に持参、FAX又は電子メールにより提出してください。ただし、FAX又は電子メールによる場合は、受信確認の電話を必ず入れてください。

エ 回答

令和7年5月16日（金）までに京都市建設局自転車政策推進室のホームページに掲載します。なお、質問がなく、追加でお知らせする内容もない場合は掲載しません。

オ 留意事項

- ・ 電話による質問は受け付けません。
- ・ 回答は、募集要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

(11) 応募に関する留意事項

ア 応募書類の取扱い

- ・ 応募者の提案は1件に限ります。
- ・ 応募書類は、理由の如何を問わず、返却しません。
- ・ 京都市情報公開条例及び京都市個人情報保護条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開することがあります。
- ・ 提出期限後において、提出された書類の内容を変更することはできません。
- ・ 本市が必要と認める場合、追加書類の提出を求めることがあります。
- ・ 質問に対する本市の回答の内容を了承したうえで応募してください。

イ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

ウ 応募書類の著作権

応募書類の著作権は応募者に帰属します。

ただし、本市は、事業者の決定の公表等必要な場合、応募書類の内容を無償で使用するができるものとします。また、事業計画等の応募書類の内容及び事業者の選定結果を公表する場合があります、応募者はこれに対して異議を申し立てることができません。

エ 資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を掲示したりすることを禁じます。

(12) 選定方法

ア 選定委員会

受託候補者の選定に関する審査は、京都市建設局内に設置する受託候補者選定委員会が行う。同委員会は、以下の委員で構成する。

- ・ 建設局自転車政策推進室長

- ・建設局自転車政策推進室計画調整課長
- ・建設局自転車政策推進室利用環境整備課長
- ・建設局自転車政策推進室企画調査係長
- ・建設局自転車政策推進室基盤整備係長
- ・建設局自転車政策推進室安全利用促進係長
- ・建設局自転車政策推進室駐輪対策推進係長

イ ヒアリングの実施

応募事業者に提出書類の説明を求める場合があります。その際に、審査委員による面接を行う場合には、別途、各応募事業者に通知します。

ウ 審査基準

別紙「受託候補者選定基準」のとおり

エ 評価方法

受託希望者から提出された提案書及びヒアリングの内容について、ウに示す審査基準に基づいて評価し、評価の得点の高い順に順位を決定します。このうち、100点満点の6割以上かつ、第1順位の提案を行った受託希望者を受託候補者として選定します。

ただし、得点の合計が最大となる者が2者以上となった場合には受託候補者選定委員会において協議のうえ、1者を受託候補者として選定します。

また、採点の結果、委員の平均点が、100点満点の6割未満の場合、受託候補者を選定しないこととします。

なお、受託希望者が1者の場合は、採点の結果、委員の平均点が、100点満点の6割以上である場合、本業務委託を受託するに当たり、適切に業務を遂行できると総合的に判断し選定することとします。

オ 選定結果の通知

- ・受託候補者の選定後、速やかに第1順位の提案を行った受託希望者に対して、受託候補者として選定された旨を文書により通知します。発送日は、令和7年6月9日（月）の予定です。
- ・受託候補者に選定されなかった者に対しては、受託候補者に選定されなかった旨を文書で通知します。

なお、通知を受けたものは、通知を受けた日から休日を除く5日以内に、京都市に対し、通知の内容に関して書面により説明を求めることができます。

カ 選定結果の公表

契約の相手方を選定した後に選定の結果、参加した事業者及び評価点を公表するものとします。

(13) 契約手続き

受託候補者への通知後、速やかに契約締結の協議を行います。協議が整った際には、速やかに契約を締結します。ただし、次に掲げる事案が生じる等、協議が整わなかったときには、第2順位以下、順位の高い受託希望者から順に契約締結の協議を行うこととします。

ア 協議が不調に終わった場合

イ 受託候補者が、企画提案書提出の日から契約締結日までの間に京都市競争入札取扱要綱第29条の規定による競争入札参加停止の処分を受けた場合

ウ その他やむをえない事情で契約に至らなかった場合

2 提案書類作成に係る留意事項

(1) 共通事項

- ・ 各提出書類は所定様式に基づき作成してください。
- ・ 用紙は片面印刷とします。
- ・ 印刷はカラーも可とします。
- ・ 文字サイズは、12ポイントを基本とします。
- ・ 提出書類作成の際に使用する言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。

(2) (様式1) 申込書

- ・ (様式1)の担当者記載欄には、提出書類に関する問合せ・連絡窓口となる者を記載してください。また、電子メールアドレスを必ず記載してください。

(3) (様式2) 法人の概要

- ・ 共同事業体の場合、法人ごとに作成し、協定書等、共同事業体であることを証明する資料を添付してください。

(4) (様式3) 提案書

- ・ 担当者記載欄には、提出書類に関する問合せ・連絡窓口となるものを記載してください。また、電子メールアドレスを必ず記載してください。
- ・ 受託希望金額を証明する資料として見積書を添付してください。

(5) (様式4) 業務実施方針等

- ・ 委託業務仕様書のうち、「5(3)ア、ウ、エ、5(2)ウ(ア)c、5(5)イ及び5(3)オ」の項目に関して、具体的な提案を行うこととします。
- ・ 枚数について決まりはありませんが、ヒアリングを実施する場合、提案者が説明する時間は、10～15分程度を想定していますので、この時間で説明できる程度の分量としてください。

参考：【京都市における基礎データ】

項目	資料	入手方法
自転車政策に関する基礎情報	京都市自転車総合計画2025	●
	京都市自転車走行環境整備ガイドライン(令和4年4月改定)	●
	京都市自転車安全教育プログラム	●
京都市自転車政策審議会の開催状況	平成30年度から令和6年度の京都市自転車政策審議会資料	●
自転車利用実態の調査・分析	直近3カ年の「各種調査分析及び検討等業務・審議会運営補助業務」委託成果品等	○
自転車走行環境整備の効果検証		
自転車関係事故に関する調査・分析		

●：インターネットから検索、ダウンロード可能。

○：「(様式1) 申込書」を提出したもののうち、希望する者は、以下の期間において資料を閲覧することができます。

【閲覧可能期間】令和7年5月7日(水)～同年5月26日(月)午後5時

【閲 覧 場 所】京都市役所建設局自転車政策推進室

※ 閲覧を希望する場合は、事前に「1（7）エ」まで日時等を協議してください。

※ 資料は、提案書類作成以外の目的で利用及び公表はしないでください。

(6) （様式5）業務実施体制

- ・ 配置予定の管理技術者、担当技術者を記載してください。
- ・ 管理技術者は、業務の管理及び統括等を行う者をいいます。
- ・ 特段の理由がない限り、提出後の実施体制の変更は認めません。

(7) （様式6）予定技術者の経歴及び業務実績

- ・ 管理技術者、担当技術者ごとに作成してください。
- ・ 記載する資格は、3つ以内とし、技術士（建設部門—都市及び地方計画）、技術士（建設部門—道路）、RCCM（都市及び地方計画）、RCCM（道路）の資格がある場合は、記載してください。
- ・ 記載した資格について、資格取得を証明する書類を添付してください。
- ・ 同種又は類似する業務実績は、過去10年間に従事した業務について自己評価の高い業務を3つ記載してください。

なお、本市における業務か否かは問いません。

※同種業務： 国又は地方自治体における「自転車活用推進計画策定又は改定に関する業務」又は「自転車ネットワーク計画策定に関する業務」

※類似業務： 国又は地方自治体における「交通計画の策定又は改定に関する業務」、「市町村総合計画策定に係る業務」又は「交通調査に関する分析業務」

- ・ 「本業務と同種又は類似する業務実績」については、業務名、発注者、受託期間、業務内容を記載してください。
- ・ 手持ち業務の状況については、申込日現在における令和6年度（業務未完）及び令和7年度に受注している全ての業務において記載してください。
- ・ 記載した全ての業務実績について、証明する資料として、該当業務の契約書の写し及び仕様書の写し、該当業務に配置されていることが確認できる書類（テクリス（TECRIS）等）等を添付してください。